

保護者のみなさまへ

## インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに感染または疑いのある時は、出席停止扱いになります。  
医療機関を受診して下さい。

### <出席停止期間>

#### ●本校の規定(学校医の指示により)

**「発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」**

※主治医による出席停止期間の指示がある場合は、学校保健安全法の規定に基づいた出席停止期間になります。

#### ・学校保健安全法の規定

「発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

### <学校へ連絡のお願い>

インフルエンザに感染または疑いと診断された場合は、学校のへ連絡をくださいますようお願いいたします。  
診断名、発熱した日を確認させていただきます。

また、熱が下がったら、「解熱した日」も再度ご連絡ください。

登校できる日になっても、咳き込みなどの症状が残っているときや、再び発熱することがあった場合は出席停止期間が延びますので学校へ連絡をお願いいたします。

★1日も早い復帰と蔓延防止のため、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

お子さまが、普段から体の不調や痛みをどのように表現するのかを知っておき、常に顔色や表情、全身の状態を見ることが大切です。いつもの状態と異なる時(発熱、下痢、嘔吐、腹痛、顔色が悪い等)には、ご家庭で安静にし、必要であれば医療機関で受診してくださいますようお願いいたします。